

団体ヒヤリング(政策提言)



The All Japan food recycling network

全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会

1

1. 一般廃棄物における食品リサイクルの越境問題について

市町村の越境移動について、環境省から、ガイドラインの作成や通知を出してほしい。また、ガイドラインの通知だけでは、市町村に対する強制力が働かないので、廃棄物処理法第7条の一般廃棄物処理業の許可に省令明記すべき。

具体的には、食品リサイクル法第11条に規定されている登録再生利用事業者(1日の処理能力が5トン以上を超えるに限る)に持ち込む一般廃棄物収集運搬業者にあたっては、積荷の許可を取得していれば、積み下しの許可が不要とされている。しかし、自治体の担当者によっては、これを認めないケースもしばしば見受けられる。

廃棄物処理法第7条但し書き(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)において、家電リサイクル法など個別リサイクル法で許可不要の特例措置を定めているのに対し、食品リサイクル法第11条の登録再生利用事業者に持ち込む場合の積み下ろし許可不要については、廃棄物処理法上省令で規定されていない。このことが、市町村担当者の恣意的判断により越境を認めず、食品リサイクル法の特例措置(越境移動)を阻害している実態がある。よって、他の個別リサイクル法の除外規定と同様、食品リサイクル法第11条の登録再生利用事業者の積み下ろし許可不要について、廃棄物処理法第7条但し書き条項(省令第2条)に平等に規定すべきである

2

2. 地方自治体における食品リサイクル推進強化

1) 市町村責務の明確化

市町村は、廃棄物処理法上の一般廃棄物に対する処理責任を負っているが、食品リサイクル法では、市町村の食品リサイクル推進については、国の施策に協力するに留めている。次期改正では、食品リサイクル法の中で、食品リサイクル推進に対する市町村の役割や責任を明確にし、市町村による食品リサイクル計画の策定や、食品リサイクル目標値の設定など、市町村責務を具体的に明確に明記すべき。

2) 地方自治体における環境会計導入と情報公開、焼却手数料の是正

食品リサイクルが進まない最も大きな要因として、各地方自治体の焼却手数料が低価格であることが指摘されている。食品リサイクル法で食品関連事業者にリサイクル義務がある食品循環資源は、家庭系ごみとは明確に区別し、事業系一般廃棄物であっても、自治体が税金を投入して焼却処理することを禁止させる方策を誘導すべき。1kgの焼却にかかる処理原価は40～50円とも言われるので、その価格帯を排出事業者へ負担してもらおう施策をお願いしたい。また、自治体に環境会計を導入し、焼却コストにかかる情報をきちんと国民に公表すべきである。

3

3. 食品関連事業者への規制強化等と優遇措置

1) 罰則対象者の拡大

2001年に食品リサイクル法が制定されてから12年目を迎えるが、取り組み低調な多量排出事業者に対する勧告・公表・罰則の実行がなされていない。また、食品リサイクル法を知らない食品関連事業者もあり、コスト優先主義から、安価焼却に傾く排出事業者も多く見受けられる。排出事業者への指導や罰則強化など規制強化を実行し、適正に食品リサイクルに取り組むよう指導してもらいたい。具体的には、罰則対象を年間100t以上だけでなく、5年ごとに、50t、30tと段階的に引き下げ、罰則対象者を拡大させる必要がある。

2) 食品関連事業者の定義の見直し

現行法では、食品関連事業者の定義の中に、学校給食センターや刑務所等の食堂、行政機関の食堂などが食品関連事業者に規定されていない。民間はすべて対象となっているのに対し、行政機関関連施設が食品リサイクル法の適用除外となっていることは、不平等である。行政機関や教育機関こそが、食育の観点から見ても、率先して食品リサイクルに取り組むことが社会的に求められている。

3) 優良な食品関連事業者に対する優遇措置

食品関連事業者の中で、安価焼却を避け、リサイクルのコストを負担し、真面目に取り組む排出事業者には、何かしらのメリットを付与すべきである。(処理費の一部公費負担又は減税策、エコポイント付与、行政による表彰制度など。)

4. 再生可能エネルギー推進による弊害対策

脱原発に国民の関心が広がる中、再生可能エネルギー - 固定価格買取制度の施行影響を受け、メタン発電などの推進が広がることが予見されている。今日まで、農業生産や食の自給に貢献してきた肥料化施設や国内飼料自給向上に貢献してきた飼料化施設など、既存の食品リサイクル業者との市場競合がさげられない。

食品リサイクルの再生利用方法について、明確な優先順位をつけて、しっかりと「すみわけ」を法案や施策の中に盛り込んでもらいたい。特に今後、自治体が進めるであろう、多額な税金投入によるバイオマスメタン発電施設の建設は、その地域社会にある既存の民間の食品リサイクル施設と共同処理が進めていけるよう、官民協働をテーマにしたインフラ整備計画を国が政策のイニシアチブをもって策定すべきである。

また、木くずなど、木質系バイオマス資源の不足が懸念される。おが粉など、木くずは堆肥の貴重な原料となるため、エネルギー - 化推進から、過渡なバイオマス資源の争奪激化も予測される。我々が既存の法律の中で10数年試行し、苦勞して現状作り上げた、地域循環システムを破壊しないよう、強く配慮を求める。また過度な食品廃棄物の有価買取や価格競争により、食品リサイクル業界の不法投棄や不適正処理が拡大しないよう、排出現場とリサイクル現場の両方の監視指導を強化すべきである。

5. その他の要望

廃棄物処理業の許可については、緩める必要はなく、厳格な運用を維持させ、厳格な許可を得た登録再生利用事業者には、食品リサイクルが促進されるよう、規制緩和策を拡大すべき。(越境移動のスム - ス化、積替保管の自由化など)

FR認証やエコフィ - ド認証等の食品リサイクルを推進するための施策が、消費者に対しあまり浸透していない。国が主導した制度でもあり、もっと啓発・普及に力をいれるべき。

6. 附則(顧客要望・ファストフード、コ－ヒ－チェーン業界)

店舗は全国的に多く存在するものの、産業廃棄物に括られるような他の業態と比べると拠点あたりの排出規模は少量であるために回収効率も悪い。

例) 食品リサイクルを進めることは、現行の処理負担からのコスト負担感が大きくなり、リサイクル地域の拡大を阻害している一因となっている。

一般廃棄物のために、自治体の権限が大きく、また各自治体で温度差があり、広域的な店舗で効率よくリサイクルするための仕組みが構築しづらい。

例) 廃棄物処理法の条件などの制限があるために「試験研究」として、関連機関に申請を継続しながら、一定期間、食品リサイクルを進めている事例もある。

排出事業者の努力だけでは、一定の限界があり、現行制度の活用を前提として、新たな追加的措置が現段階では必要である。

例) 食品廃棄物については、再生特例物と捉え、一般廃棄物・産業廃棄物の扱い処置から外すなどの緩和措置

7

再生利用事業計画認定案件については、一般廃棄物処理施設にのみの搬入となっているが、産業廃棄物処理施設への搬入の選択肢も広げるなど。

広域的なチェーン店等は、その社会的効果から、現行法制度の可能な限りでの弾力的な措置を講じるよう、事例等を交えて、国から関連自治体等へ通知及び周知

まとめ

このように、大きなチェーン店が広域かつ効率的に再生処理を行うことが実現できれば、単なる再生実施率の数字的な向上といった結果だけでなく、国内バイオマス資源の本格的な循環活用の土台形成において、将来的な門戸を開くものとも予測される。また、各事業者も大きな社会的責任を果たせるものと思われる。

以上

8